ＪＳＲ株式会社 千葉工場	千葉県市原市千種海岸五番地	認定完成検査実施者	平成二十四年三月七日
和歌山石油精製株式会社 海南工場	和歌山県海南市藤白七百五十八番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月二十六日
出光興産株式会社 千葉製油所	千葉県市原市姉崎海岸二番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月二十六日
極東石油工業株式会社 千葉製油所	千葉県市原市千種海岸一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月二十七日
鹿島石油株式会社 鹿島製油所	茨城県神栖市東和田四番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月二十七日
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社 川崎製造所川崎地区	神奈川県川崎市川崎区夜光二丁目三番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月三十日
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社 川崎製造所浮島地区	神奈川県川崎市川崎区浮島町十番十号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月三十日

○国土交通省告示第六百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

玉坂川

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県西津軽郡深浦町大字岩崎

字仲津　二八番四八

二八番四九

字玉坂　二七九番三一四地先道路敷

二七九番三三八

二七九番六七

二七九番六八

二七九番六八地先道路敷

二七九番六九地先道路敷

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

郷沢川

一号から三号まで

四号から七号まで

八号

九号

十号から十二号まで

十三号

十四号

十五号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と百三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県西津軽郡深浦町大字柳田

字江沢　二二番一

七八番三一

七八番三〇

七八番二六

七八番二七

七八番二四

七八番二三

七五番九

七五番八

七八番二二

七八番二五

七八番二一

七八番一七

七八番一六

七八番一一

七八番六

七八番五

七八番四

七八番二

七八番一

七〇番一

一五番

六五番二

六六番一

六九番

一九五番一

一九五番四三

一九五番四六

一九五番九

一九九番一〇

一九九番一一

一九九番一三

一八八番三

一八八番一三

一八八番一七

一八三番一八

一八三番五〇

一八三番一五

一八三番一四

一八三番一三

一八二番一

一八二番一

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中大沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県弘前市大字大沢

字大滝　一一番

一番二九〇

四番二

字梨子平　五三番二〇〇

五三番四〇

五三番一四三

五三番一四四

五三番一六二

五三番一六一

五三番一六〇

五三番一五八

二番

五三番一八五

五三番四五

五三番二〇一

五三番一〇〇

五三番四二

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中北大釈迦沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成二十二年国土交通省告示第百四十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界に沿って結んだ線、標柱九号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市浪岡大字大釈迦字山田

五〇番一

一号から四号まで

四八番一

五号、六号及び十一号から十三号まで

四〇番四

七号及び八号

四八番二

九号及び十号

八六番一

十四号及び十五号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

昆布掛沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県北津軽郡中泊町大字薄市

字花持　四六二番七

四六二番六

四六二番一二

四六二番四

四六二番五

字薄市山国有林三四一林班

ほ[4]小班

ほ[5]小班

四六二番一六

三号から六号まで

八号及び十四号

九号から十三号まで、十五号及び十六号

十七号から十九号まで

二号及び七号

二十号から三十九号まで

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大童子川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第三百十八号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）